

国立大学法人奈良教育大学宿舎規則

平成16年4月1日  
制 定

改正 平成17年2月 1日規則第 4号

改正 平成20年3月28日規則第34号

改正 平成24年2月22日規則第17号

目 次

第1章 総 則（第1条～第2条）

第2章 宿舎の設置並びに維持及び管理に関する責任者（第3条～第4条）

第3章 宿舎の設置等（第5条～第6条）

第4章 宿舎の維持及び管理（第7条～第12条）

第5章 雑 則（第13条～第14条）

第1章 総則

（目的）

第1条 この規則は、国立大学法人奈良教育大学（以下「本学」という。）が、第2条に規定する役職員に貸与する宿舎の設置並びに維持及び管理に関する基本的事項を定めてその適正化を図ることにより、役職員の職務の能率的な遂行を確保し、もって本学の事務及び事業の円滑な運営に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 「役職員」とは、本学に常時勤務する役員及び教職員をいう。
- 二 「宿舎」とは、役職員及び主としてその収入により生計を維持する者を移住させるため本学が設置する居住用の家屋及びこれらに附帯する工作物その他の施設をいい、これらの用に供する土地を含むものとする。

第2章 宿舎の設置並びに維持及び管理に関する責任者

（設置）

第3条 宿舎の設置は学長が行うものとする。

（維持及び管理）

第4条 宿舎は、理事（総務担当）（以下「理事」という。）が維持及び管理を行うものとする。

### 第3章 宿舍の設置等

#### (設置の方法)

第5条 宿舍の設置は、建設、購入、交換、寄付及び借受の方法により行うものとする。

#### (宿舍)

第6条 宿舍は、次に掲げる場合において、役職員のために予算の範囲内で設置し、有料で貸与することができる。

- 一 役職員の職務に関連して本学の事務又は事業の運営に必要と認められる場合
- 二 役職員の在勤地における住宅不足により本学の事務又は事業の運営に支障を来たすおそれがあると認められる場合

2 前項に関わらず、理事が特に必要と認める場合は、宿舍を有料で貸与することができる。

### 第4章 宿舍の維持及び管理

#### (被貸与者に対する監督)

第7条 理事は、宿舍の貸与を受けた者（以下、「被貸与者」という。）及び第12条第1項の規定の適用を受ける同居者（以下「同居者」という。）をいう。以下同じ。）がこの規則に定める義務を守っているかどうかを監督し、常に宿舍の維持及び管理の適正を図らなければならない。

#### (宿舍を貸与する者の選定)

第8条 宿舍を貸与する者の選定に当たっては、学長は、別に定めるところにより、本学の事務又は事業の円滑な運営の必要に基づき公平に行わなければならない。

#### (宿舍の使用料)

第9条 宿舍の使用料（以下「宿舍料」という。）は、月額によるものとし、その標準的な建設費用の償却額、修繕費、地代及び火災保険料に相当する金額を基礎とし、かつ、第12条第1項に規定する居住の条件その他の事情を考慮して別に定める算定方法により、各宿舍につき理事が決定する。

2 新たに宿舍の貸与を受け、又はこれを明け渡した場合におけるその月分の宿舍使用料は、日割により計算した額とする。

3 被貸与者は、宿舍使用料を毎月指定する期日までに、本学に払い込まなければならない。

4 被貸与者が第12条第1項第1号又は第2号の規定に該当することとなった場合においては、その者又はその同居者は、その該当することとなった日から同項又は同条第2項の規定による明渡期日までの期間の宿舍の使用料を、毎月その月末までに、本学に払い込まなければならない。

5 前項の規定により同居者が払い込むべき宿舍の宿舍使用料に係る債務については、同

居者の全員が連帯してその責に任ずるものとする。

( 宿舎の使用上の義務)

第 10 条 被貸与者は、善良なる管理者の注意をもってその貸与を受けた宿舎を使用しなければならない。

2 被貸与者は、その貸与を受けた宿舎の全部若しくは一部を第三者に貸し付け、若しくは居住の用以外の用に供し、又は当該宿舎につき理事の承認を受けずに改造、模様替、その他の工事を行ってはならない。

3 被貸与者は、その責に帰すべき事由によりその貸与を受けた宿舎を滅失し、損傷し、又は汚損したときは、遅滞なく、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、その滅失、損傷又は汚損が故意又は重大な過失によらない火災に基づくものである場合には、この限りでない。

4 前条第 5 項の規定は、被貸与者（同居者に限る。）の第 1 項又は第 2 項の規定に違反したことに基因する債務及び前項の規定による原状回復又は損害賠償に係る債務について準用する。

( 宿舎の修繕費等)

第 11 条 天災、時の経過その他被貸与者の責に帰することのできない事由により宿舎が損傷し、又は汚損した場合には、その修繕に要する費用は、本学が負担する。ただし、その損傷又は汚損が軽微である場合には、この限りでない。

( 宿舎の明渡し等)

第 12 条 被貸与者が次の各号の一に該当することとなった場合においては、その者（その者が第 2 号の規定に該当することとなった場合には、その該当することとなった時においてその者と同居していた者）は、その該当することとなった日から 20 日以内に当該宿舎を明け渡さなければならない。ただし、相当の事由がある場合には、理事の承認を受けて、その該当することとなった日から、6 月の範囲内において理事の指定する期間、引き続き当該宿舎を使用することができる。

一 職員でなくなったとき。

二 死亡したとき。

三 出向、配置換、勤務地の移転その他これらに類する事由により当該宿舎に居住する資格を失い、又はその必要がなくなったとき。

四 当該宿舎について本学の事務又は事業の運営の必要に基づき先順位者が生じたためその明渡しを請求されたとき。

五 本学において当該宿舎につき宿舎の廃止をする必要が生じたためその明渡しを請求されたとき。

2 被貸与者は、理事が第 10 条の規定に違反する事実でその宿舎の維持及び管理に重大な支障を及ぼすおそれがあると認められるものにつき、期限を附してその是正を要求した場合において、その期限までにその要求に従わなかったときは、直ちに当該宿舎を明

け渡さなければならない。

- 3 被貸与者が前2項の規定に違反して宿舍を明け渡さないときは、その者は、別に定めるところにより、これらの規定による明渡期日の翌日から明け渡した日までの期間に応ずる損害賠償金を支払わなければならない。この場合において、その損害賠償金の額は、当該宿舍の当該期間に応ずる使用料の額の3倍に相当する金額をこえることができない。
- 4 第9条第5項の規定は、前項の規定により被貸与者（同居者に限る。）が支払うべき損害賠償金に係る債務について準用する。

## 第5章 雑 則

（宿舍の現況に関する記録）

第13条 理事は、その維持及び管理を行う宿舍の現況に関する記録を備え、常時その状況を明らかにして置かなければならない。

（実施細則）

第14条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は別に定める。

## 附 則

（施行期日）

第1条 この規則は平成16年4月1日から施行する。

（宿舍の無償使用）

第2条 本学は、国立大学法人奈良教育大学の成立の際現に国及び国家公務員宿舎法の適用を受ける独立行政法人（以下「国等」という。）の職員の住居の用に供されている国家公務員宿舎のうち本学に出資を受けた宿舎を、別に定めるところにより、国等の用に供するため、国に無償で使用させることができる。

（経過措置）

第3条 この規則の施行の際、現に国家公務員宿舎法（昭和24年5月30日法律117号）のそれぞれの各規定により承認を受けていた被貸与者は、この規則によるそれぞれの各相当規定によってなされた承認とみなす。

## 附 則（平成17年規則第4号）

- 1 この規則は、平成17年2月1日から施行する。
- 2 国立大学法人奈良教育大学宿舎規則（平成16年奈良教育大学規則第109号）の運用にあたり、理事（総務担当）が欠員の場合は、「理事（総務担当）」を「事務局長」に読み替えるものとする。

## 附 則（平成20年規則第34号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成 24 年規則第 17 号）

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。